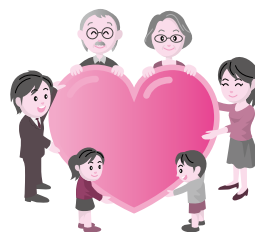


# 5月12日は「民生委員・児童委員の日」 支えあう 住みよい社会 地域から



みなさんがお住まいの地区には民生委員・児童委員が必ずいます。その活動目的は、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることです。地域での生活に不安を感じたら、民生委員・児童委員にご相談ください。

ご自分がお住まいの地域の、民生委員・児童委員が分からないときは、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

☎(0088)5661  
FAX(0088)5658

## 例えばこんな活動をしています

- ◆ひとり暮らし高齢者のお宅の訪問や、小中学校との交流などを行う「社会調査活動」
- ◆家族の介護や子育てについてなどの悩みごとの相談に応じる「相談活動」
- ◆生活に困窮した世帯が、日常生活を送るための資金貸し付けや福祉サービスなどの情報提供を行う「情報提供活動」
- ◆住民と行政や関係機関、各種団体、施設とのパイプ役を務める「連絡通報活動」…など



秋田市民生児童委員会  
協議会広報情報部  
部会長 池田 實さん

## お近くの委員へ気軽ににご相談ください

民生委員・児童委員は、主に地域の高齢者やお子さんの巡回・見守りと悩みごとを聴き、行政・専門機関へつなぐ活動を行うほか、社会福祉協議会などと連携した地域活動も行っています。

電話やお手紙では気づきにくいことも、直接顔を合わせることで、状況を把握してお話することができると思います。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、何かあればお近くの委員へ気軽に相談ください。委員の活動に興味があるかたも、ぜひお声掛けください。

5月17日(水)午前11時～正午、秋田駅東西連絡自由通路(ぼぽろーど)で、PR活動を行います。ぜひお立ち寄りください！

## LOOK!

納付書に新しく印刷された「eL-QR」を使用して市税を納付できるサービスが始まりました！

令和5年度以降に課税される固定資産税(土地家屋・償却資産)、軽自動車税(種別割)が対象です。eL-QRを使用する納付方法は、地方税共同機構が運用するサービスを利用します。

eL-QRが印刷された納付書は、次の方法で納付することができます。

- ▶「地方税お支払サイト」で納付  
パソコンやスマートフォンなどの端末から「地方税お支払サイト」にアクセスし、eL-QRを端末のカメラ機能で読み込むか、eL番号を入力して納付手続を行います。クレジット決済、インターネットバンキング、口座振替、Pay-easyで納付できます。
- ▶eL-QR対応のスマートフォン決済アプリで納付  
アプリでeL-QRを読み込んで納付手続を行います。利用できる決済アプリは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

【地方税お支払サイト】

<https://www.payment.etax>

Ita.go.jp/

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## 市・県民税納税通知書 6月9日(金)に発送します

### 納期内納付にご協力ください

令和5年度の市・県民税の納税通知書を6月9日(金)にお送りします。なお、給与から市・県民税が天引きされるかたには、5月19日(金)に勤務先へ税額通知書をお送りします。



今年度の市・県民税の申告がまだお済みでないかたは、次のものをご用意の上、可能な限り郵送での申告をお願いします。ただし、税務署へ所得税の確定申告をしたかたは、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

**用意するもの**▶源泉徴収票、健康保険料や医療費の明細書、生命保険・地震保険の控除証明書、マイナンバーカードなど

\*2社以上の事業所から給与の支払いを受けている場合、全ての給与に係る市・県民税は原則として、主たる給与の支払者(特別徴収義務者)の給与から天引きとなります。

## 令和4年中の所得に関する 証明書を交付します

令和4年中の収入、所得などに関する「令和5年度所得・課税証明書」は、市・県民税がすべて給与から天引きされるかたには5月19日(金)から、それ以外のかたには6月9日(金)から交付します。

ただし、コンビニ交付は、すべてのかたが6月9日(金)からになります(最新年度のみ)。未申告の場合は窓口での申告が必要です。

なお、3月16日以降に所得税の確定申告書を提出したかたは、申告内容が証明書に反映されていない場合があります。

**交付窓口**▶市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

**交付に必要なもの**▶運転免許証など(公的機関が発行した顔写真付きの本人確認ができるもの)

\*代理請求は委任状も必要です。

**手数料**▶証明書1枚300円

**問い合わせ**▶市民税課庶務・税制担当 ☎(888)5473

## 市税の休日窓口を開設します

市・県民税、固定資産税、軽自動車税種別割について、電話や納税課窓口での相談のほか、納付も受けれます。

**日時**▶5月13日(土)・14日(日)、午前8時30分～午後5時15分

場所▶市役所2階納税課

**問い合わせ**  
納税課 ☎(888)5481

## 軽自動車税(種別割)の 減免申請はお早めに



軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月1日(月)に発送します。次の車両は減免の対象となる場合がありますので申請はお早めに。

### 減免対象車

- ① 身体や精神に障がいがあるかたが所有し、使用する車
- ② 身体や精神に障がいがあるかたが使用するために、改造した車
- ③ 居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用する車

\*詳しくは、軽自動車税(種別割)納税通知書に同封している「障がい者のための軽自動車税(種別割)の減免について」をご覧ください。

### 減免申請窓口

市役所2階市民税課、河辺市民SC、雄和市民SC

### 申請期限

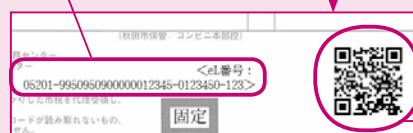
5月24日(水)期限までに減免申請が行われなかった場合は、減免されません

**問い合わせ**▶市民税課庶務・税制担当 ☎(888)5475

## 納付書(みほん)



eL番号を入力して納付手続を行う



eL-QRを端末のカメラ機能で読み込む



## eL-QR対応の金融機関窓口で納付

市の指定金融機関や収納代理金融機関でなくても、eL-QRに対応できる金融機関であれば窓口納付できます。eL-QRに対応できる金融機関はeL-TAXのホームページからご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsunounzei/kinkyukan/ginkou/>

### 問い合わせ

納税課 ☎(888)5483